

福島市入札及び契約の過程に係る苦情申立てに関する要領

平成20年 3月 6日制定
平成27年 4月 1日一部改正
平成30年 4月 1日一部改正
令和3年 1月29日一部改正

(趣旨)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、公共工事の入札及び契約の適正化を図るために措置として、本市が発注する入札及び契約の過程に係る苦情申立てに関する手続について、別に定めのあるものほかこの要領の定めるところによる。

(対象)

第2条 対象は次の各号に掲げるものとする。ただし、予定価格が130万円未満の工事及び予定価格が50万円未満の業務委託及び予定価格が80万円未満（修繕にあたっては50万円未満）の物品調達等の契約を除く。

- (1) 制限付一般競争入札等
- (2) 指名競争入札
- (3) 隨意契約
- (4) プロポーザル方式等
- (5) 福島市競争入札参加停止等取扱要綱に基づく競争入札参加停止

(苦情申立て)

第3条 苦情申立てができる者及び苦情申立てができる期間は、次の各号に掲げる区分に応じ別表に定める範囲とし、苦情申立書（第1号様式）により市長に対して行うことができる。

- (1) 制限付一般競争入札等に関すること
- (2) 指名競争入札に関すること
- (3) 隨意契約に関すること
- (4) 最低制限価格に関すること
- (5) 低入札価格調査に関すること
- (6) プロポーザル方式等に関すること
- (7) 競争入札参加停止に関すること

(苦情の申立てへの回答)

第4条 市長は、前条第1号の規定による苦情申立書の提出があったときは、苦情を申立てすることができる最終日の翌日から起算して4日以内（休日を含まない。）に、また、前条第2号から第7号の規定による苦情申立書の提出があったときは、苦情を申立てすることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に、回答書（第2号様式）により回答するものとする。

- 2 市長は、やむを得ない理由があるときは、前項の規定による当該期間を延長することができる。
- 3 市長は、前項の規定により期間を延長するときは、当該苦情の申立てをした者にその理由を通知するものとする。

(苦情の申立ての却下)

第5条 市長は、苦情の申立てが申立期間を過ぎた後に出された場合又はその他客観的かつ明白に

申立ての適格を欠くと認められる場合は、当該申立てを却下するものとし、却下通知書（第3号様式）により申立てをした者にその理由を通知するものとする。

（再苦情の申立て）

第6条 第4条第1項の回答書を受理した申立者で当該回答書の内容に不服があるものは、当該回答書を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に、再苦情申立書（第4号様式）により市長に再苦情の申立てをすることができる。

2 市長は、前項の申立書の提出があったときは、速やかに福島市入札監視等委員会（以下「監視委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

3 監視委員会の審議に係る具体的な手続については、福島市入札監視等委員会運営要領の定めるところによるものとする。

（再苦情の申立てへの回答）

第7条 市長は、前条第1項の申立書の提出があったときは、監視委員会の審議の結果を踏まえ、監視委員会から審議の結果の報告を受けた日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に、再苦情回答書（第5号様式）により通知するものとする。

（再苦情の申立ての却下）

第8条 市長は、再苦情の申立てが申立期間を過ぎた後に出された場合又はその他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められる場合は、当該申立てを却下するものとし、却下通知書（第3号様式）により申立てをした者にその理由を通知するものとする。

（入札及び契約手続の執行）

第9条 苦情の申立て及び再苦情の申立ては、原則として、入札及び契約手続の執行を妨げないものとする。

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3年 2月 25日から施行する。

別 表 (第3条関係)

区分		苦情申立てができる者	苦情申立てができる期間	苦情申立てができる範囲
1	制限付一般競争入札等		入札参加資格申請書を提出した者のうち入札参加資格がないと認められた者	入札参加資格のない旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(休日を含まない)
2	指名競争入札		当該入札と同一業種・同一区分の福島市競争入札参加有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に登載された者で当該競争に指名されなかった者	当該契約案件の指名を公表した日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない)
3	随意契約		当該契約と同一業種・同一区分の有資格業者名簿に登載されたもので、当該契約の相手方として選定されなかったもので当該契約を履行できることを証明できる者	当該契約案件の指名を公表した日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない)
4	最低制限価格		最低制限価格を下回り、入札失格として、落札することが出来なかった者	当該入札日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない)
5	低入札価格調査		調査基準価格以下の入札について調査を行った結果、当該契約の内容に適合した履行がされないと判断された者	契約の内容に適合した履行がされないと判断された旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない)
6	プロポーザル方式等	公募型	参加表明書を提出した者のうち参加資格を満たさないことを確認した者	入札参加資格のない旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(休日を含まない)
		指名型	当該業務に係る資格を有すると認められた者のうち指名されなかった者	当該指名を公表した日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない)
		共通	第一次・第二次審査の結果、選定されなかった者	審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない)
7	競争入札参加停止		競争入札参加停止の通知を受けた者又は警告等の措置を受けた者	競争入札参加停止の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない)
				競争入札参加停止理由又は警告等の理由

第1号様式（第3条関係）

苦情申立書

年　月　日

福島市長様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

次のとおり苦情を申し立てます。

1 申立ての対象となる契約件名又は措置

2 不服のある事項及びその根拠

第2号様式（第4条関係）

回 答 書

年 月 日

商号又は名称
代表者職氏名

福島市長 印

年 月 日付けで申立てがあった苦情について、次のとおり回答します。

1 申立ての対象となる契約件名又は措置

2 不服のある事項及びその根拠

3 回答内容

(再苦情の申立てについて)

この回答書の内容に不服があるときは、回答書を受け取った日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に、再苦情申立書により再苦情の申立てをすることができます。

第3号様式（第5条、第8条関係）

却下通知書

年　月　日

商号又は名称
代表者職氏名

福島市長

印

年　月　日付けで申立てがあった（再）苦情について、次のとおり却下します。

1 申立ての対象となる契約件名又は措置

2 不服のあった事項及びその根拠

3 却下理由

（1）申立期間を経過していたため

（2）申立者の資格要件を欠いていたため

① 福島市の入札参加資格を有していないため

② 公告による入札参加資格を有していないため

③ 当該入札と同一業種の入札参加資格を有していないため

④ その他

（3）その他

4 その他

第4号様式（第6条関係）

再苦情申立書

年　月　日

福島市長様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

年　月　日付けの回答書の内容について、次のとおり再苦情を申し立てます。

1 申立ての対象となる契約件名又は措置

2 不服のある事項及びその根拠

第5号様式（第7条関係）

回 答 書

年 月 日

商号又は名称
代表者職氏名

福島市長

印

年 月 日付けで申立てがあつた再苦情について、次のとおり回答します。

1 申立ての対象となる契約件名又は措置

2 不服のある事項及びその根拠

3 回答内容